

特記仕様書

1. 本工事の橋梁（イージーラーメン橋）は、下記の特許を用いた工法を採用している。

特許第 4318694 号（床版橋構造）
商標登録第 5071037 号（イージーラーメン）

特許権者

エーイージャパン株式会社
〒920-0944
石川県金沢市三口新町 3 丁目 9 番 6 号
TEL 076-261-1360
FAX 076-261-9628
Email info@a-e-japan.com

2. 本特許の使用に係る特許権者との必要な手続きは工事請負者が行うものとし、工事請負者はその使用に関する一切の責任を負うものとする。
また、工事請負契約時には、**ESB 施工技術者認定登録証**の写しを契約書と同時に提出すること。
3. 工事請負者は、工事請負契約日から 60 日以内に本特許の使用に係る特許使用料を特許権者に支払うものとする。特許権者はその証明として特許実施許諾書（兼特許使用料受領証明証）を発行し、工事請負者は上記の特許実施許諾書を監督員に提出し、確認を受けるものとする。
4. 工事請負者は、**ESB 施工技術者認定登録証**を有する技術者を必ず現場に配置し、その指示に従って適正に施工管理を行うこと。（当該工事が下部工のみあるいは基礎工のみの場合は必ずしも配置の必要はないが協議の上決定すること）もし、指示に従わない場合には、特許実施許諾を取り消されることがあるので注意すること。この場合、工事請負者はいかなる損害賠償請求も行うことはできない。
5. 工事請負者は、本橋の施工管理に必要な技術資料（施工マニュアル等）の最新版データを一般社団法人イージースラブ橋協会（以下「**ESB 協会**」という。）の管理するインターネットサイト（<http://www.esb-jp.com/>）から入手し、工事着手前に施工管理方法等の確認を行うこと。もし、疑義がある場合には、遅延なく **ESB 協会** 会員または下記に示す **ESB 協会事務局**に問い合わせを行い、疑義を解決した後に工事に着手すること。

一般社団法人 イージースラブ橋協会 事務局
〒920-0944
石川県金沢市三口新町 3 丁目 9 番 6 号
TEL 076-264-1184
FAX 076-264-1175
Email info@esb-jp.com
<http://www.esb-jp.com/>